

2022年4月16日

武蔵野市長 殿

請求者:

住所:

調整会開催請求書

武蔵野市まちづくり条例第61条第1項の規定により、次のとおり請求します。
 なお、この請求書を条例第61条第4項の規定により公衆の縦覧に供するにあたり、
 個人情報公表することに(同意しません)。

開発事業の名称		成蹊大学11号館建設事業 (旧11号館、12号館、13号館の解体を含む)
開発区域 の場所	地名地番	武蔵野市吉祥寺北町952番1 他
	住居表示	武蔵野市吉祥寺北町3丁目3番1号 他
請求の理由		<p>当成蹊学園 解体・建設工事における近隣住民の生活環境を守る会より意見書提出を行い、見解書にて回答を頂いたが、積極的な(適切な)情報開示が行われておりません。</p> <p>また地域社会との共生が出来ていないことを含め、近隣住民の生活環境への影響を軽視しています。</p> <p>上記理由から、調整会を開催して頂き、説明会との見解の相違、見解書における確認等を含め、合理的な説明を頂き、近隣住民が納得する調整の機会を設けて頂きたく、調整会の開催を請求致します。</p> <p>これまでの榎並木近隣住民の長年の生活環境事情を考慮し、お取り計らいの程、よろしくお願い致します。</p> <p>※本建設事業における「工事車両の通行ルート」に関しては、別途武蔵野市の「あっせん」にて協議中となります。</p>
この請求に係る連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	



<意見書の要旨及び理由>

今回の成蹊大学11号館建設事業(旧11号館、12号館及び13号館解体工事を含む)は、3年5ヶ月にわたる大きなプロジェクトです。

ただ、成蹊学園からは11号館の建設の説明会、11号館アスベスト除去工事に関する説明会と個別に実施され、住民はどのような事業になっているのか最も重要な全体像を理解できていません。

12号館、13号館の解体工事についても説明がなされていません。

法制上の最低限の情報開示、対応に終始し、事業がスタートしている今でも明確な計画が示されていません。

良いまちのためのまちづくり条例に基づいて成蹊大学11号館建設事業となっていますが、積極的な情報開示、地域社会との対話・共生、近隣住民の生活環境への影響考慮が必要な案件と思います。

<意見書に対する確認事項>

◆電波影響について

・現状でも成蹊学園の影響を受けて自宅内でWiFiが大変繋がりにくくなっているが、新校舎の建設によりますます影響を受けることが予想され、自宅内でWiFiが使用できなくなる。

(見解書回答)

⇒けやき並木に面する近隣家屋内のWi-fiの繋がりにくさにつきましては、本学園の施設設備の影響ではなくご使用されているルーターの性能等が要因かと推察されます。

(見解書に対する確認事項)

⇒成蹊学園施設設備の影響ではないことについて、調査結果の提示もしくは検証をお願い致します。

◆アスベストについて

・旧11号館、12号館、13号館解体工事について、アスベスト利用箇所について、投影説明だけでなく資料提示を住民へ提示お願いします。

※どこに利用しているかは根拠含め提示お願いします。

(見解書回答)

⇒旧11号館については既に3回実施したアスベスト除去工事に関する説明会で、含有建材の種類について説明させていただきました。詳細を記した施工計画書は、多摩環境事務所および三鷹労働基準監督署に提出しております。お手数ですが、情報開示請求手続きによりご確認いただきたく存じます。

(見解書に対する確認事項)

⇒意見事項は、旧11号館だけでなく、12号館、13号館も含めた内容となりますのでご説明お願い致します。

また施工計画書レベルではなく、アスベスト利用箇所を資料詳細にて近隣住民へ配布頂きたいご依頼となります。

◆11号館の利用用途について

・新11号館はNBC(核・生物・化学)を扱う施設なのか、将来的に扱う可能性があるのか提示お願いします。

扱う場合は安全性をどのように確保するのか提示お願いします。

・新11号館から排気で大気を汚染する可能性、臭気を発する排気の可能性、環境汚染を引き起こすような危険な廃液を汚水として排出する可能性があるか提示お願いします。

可能性がある場合は、大気汚染予防計画、臭気予防計画、環境汚染予防計画を提示お願いします。

(見解書回答)

⇒新棟においては化学物質を使用する予定ですが、法令に則って適切に廃液処理を行うため、環境汚染を引き起こすような危険な廃液を汚水として排出する可能性はありません。

また、実験排気に関しては、スクラバーによる中和処理を行った上で建物屋上より排出するため、大気を汚染する可能性、臭気を発する排気の可能性はありません。

(見解書に対する確認事項)

⇒化学物質の使用予定の詳細提示と、廃液処理例の提示、万が一汚水として排出した場合の対策案の提示をお願い致します。

実験排気について、排気される予定の臭気物質と、スクラバーで捕捉、中和処理出来る臭気物質の詳細提示をお願い致します。

また万が一大気を汚染・臭気を発する排気を排出した場合の対策案の提示をお願い致します。

◆工事全般について

・工事日時は、朝9時から 12、13時から 17時以内、土日は実施不可でお願いします。

(見解書回答)

⇒作業時間は原則として午前8時から午後6時までと致します。

なお、作業時間の前後には準備、後片付け他を行い、内部仕上げ、コンクリート均し他については、上記作業時間外に行わせていただく場合がございます。

品質・安全確保の為、作業中断が事実上不可能なコンクリート打設作業等や交通渋滞・事故等、当日の偶発的理由によりやむを得ない事情が生じた場合、時間を延長して作業を行わせていただく場合があります。

工程の調整等が無い限り原則、休日は日曜日、年末年始と致します。関係官庁の指示、災害・台風対策等の緊急時の安全維持作業は、上記の日時を変更して作業を行わせていただく場合がございます。大型重機の搬出入及び前面道路を利用するの揚重作業については、関係各所の指導により、早朝もしくは夜間に実施する場合がございます。

(見解書に対する確認事項)

⇒近隣住民と工事時間、曜日を調整していない回答のため、協議・調整が必要と考えます。

※追加で祝日も実施不可でお願い致します。

また、工事時間、曜日の合意後、原則を変更する場合は事前通告 & 理由の明記をお願い致します。

・工事車両通行ルートは成蹊学園の建設事業であれば、住宅街を通行せず両側とも成蹊学園の敷地で完結出来るルートでの対応で実施をお願いします。

(見解書回答)

⇒様々なご意見をいただいていると認識しておりますが、複数のルートを検討した結果、近隣様全体の公益を考慮して、工事車両通行ルートは、成蹊通りからこのはな小路を通行して入場するルートが最良であると判断し予定しております。

(見解書に対する確認事項)

⇒近隣全体とはどの範囲を示すのか、「公益」とは何か? 「最良」の数字的根拠の提示をお願い致します。

例) 騒音・粉塵・住民不安・コスト・環境への影響・等

◆工事計画について

・法令、条例義務がないから提示する必要が無いではなく、建設事業全般(解体、整地、建設)の工事自体の説明や工事車両の通行など近隣住民に影響を与える可能性のある事柄は情報開示をお願いします。

(見解書回答)

⇒建設事業全般については、アスベスト除去工事に関する説明会にてお示ししたとおりですので、改めての提示は致しません。

既に配布を始めておりますが、二週間工程表にて作業内容、通行車両の情報共有を行ないながら、施工していきたいと考えております。

(見解書に対する確認事項)

⇒別紙「成蹊大学11号館建設事業 工事全体スケジュール」資料のみで、説明が不十分と考えています。

建設事業全般(解体、整地、建設)の工事自体の説明や工事車両の通行など近隣住民に影響を与える可能性のある事柄は情報開示をお願い致します。

・工事の危険予防策、公害予防策、騒音、振動、災害防止策、交通安全等の確保、風紀保全計画の提示をお願いします。

(見解書回答)

⇒説明会にてお示ししたとおりですので、改めての提示は致しません。各種法令に基づき、諸官庁への届出を行った上で適切に安全管理を行い、本事業を遂行していきたいと考えております。

